

コロナに打ち勝つ！

緊急支援企画

日本一簡単な解説
(を目指した)

並ばなくても
自分でできる！

雇用調整助成金／緊急雇用安定助成金



要件緩和！！

2020年4月1日～6月30日分

(緊急対応期間)

社会保険労務士法人

Real & Cloud

社会保険労務士

西村美玲

新型コロナ対応

2020年4月1日～6月30日

雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 ガイドブック

CONTENTS

CHAPTER 1 概要

CHAPTER 2 計画届記入方法

CHAPTER 3 申請書記入方法

CHAPTER 2 / CHAPTER 3 は、
別途配信します。

CHAPTER 1

雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 概要

令和2年5月14日現在

雇用保険被保険者
対応の助成金

雇用保険被保険者
以外
対応の助成金

従業員様を休業させ、休業手当を支払った場合に
休業手当の一部が支給されます。
(条件あり)



※雇用調整助成金とは※

以前からある助成金で

売上が下がったけど、従業員の雇用を守るため、従業員を休ませて休業手当を支払った場合に支給されるもの。



支給されるための要件は厳しい。

※厳しすぎて、コロナ対策には、不十分※

そこで、



4月1日～6月30日までの休業に限定して、要件が簡単に！

これが、



雇用調整助成金の緊急特例措置



※緊急雇用安定助成金とは※

大部分の助成金は、

雇用保険の被保険者が対象 です。

雇用調整助成金も、対象は、雇用保険の被保険者になります。



※コロナ対策には、不十分※

雇用保険に入っていない人を対象にしたのが、

【緊急雇用安定助成金】

※ 支給される金額が、少し、少なくなります。



※対象になる事業主様※

新型コロナウイルス感染症の影響で、**事業活動が縮小**し、従業員様の雇用を守るため、労使間の協定で**休業や時間短縮等を実施**した事業主様

※対象にならない事業主様※

過去に不正受給をしたことがある事業主様

労働保険料の滞納がある事業主様

暴力団又は暴力団員又はその関係者である事業主様

倒産している事業主様



※対象になる労働者様※

- 1 雇用調整助成金：雇用保険の被保険者
- 2 緊急雇用安定助成金：雇用保険の未加入者（役員除く）

※対象にならない労働者様※

解雇を予告されている労働者様

退職願いを出した労働者様

事業主による退職勧奨に応じた労働者様

※離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかでない方を除きます。

※上記の事実が生じた日までの間は対象労働者になります。



期間等の定義

対象期間	最初の休業日 ～ 1年
判定基礎期間	賃金締切日の翌日 ～ 翌月の賃金締切日
短時間休業	<p>短時間休業 の総時間</p> <p>※短時間休業の時間数をたして 30分未満切り捨てる</p> <p>÷</p> <p>最も適用される人数の多い 所定労働時間</p> <p>= 休業延日数</p>
法人単位	雇用保険の適用事業所番号ごと



どうやったらもらえるの？

3つ
条件が
あるよ



1 生産指標要件

- ・ 1年前より5%以上売り上げが減少していること。
- ・ 計画届提出日の前月が基準です。



2 休業要件

- ・ 労使協定をして、
- ・ 計画的に休業させ（※1）
- ・ 休業手当を支払うこと（※2）

※1 1日単位ではない休業（ex. 1時間等）は、一定の範囲で全員に与える必要があります。

※2 法律に従った休業手当の支払いが必要です。



3 休業規模要件

休業した総労働者の休業日数の合計が、本来の出勤日数の合計の40分の1以上（大企業は30分の1）であること



Ex. 対象労働者にかかる休業の延べ日数が所定労働延べ日数が40日の場合
中小企業は1日（大企業は1.32日）以上であること

上記の3要件をすべて満たすと支給されます。



休業規模要件

判定基礎期間に在籍している

各助成金の対象労働者の

1カ月の**所定労働総日数**

(全員の所定労働日数をたします。)



$1/40$
($1/30$)



判定基礎期間の

**総休日
日数**

* 短時間休業時間も
カウントします。



対象労働者人数100人で所定労働日数が全員20日の中小企業の場合

$100人 \times 20日 = 2,000日$ 【所定労働総日数】

$2,000日 \div 40 = 50日$

実際に休業した合計日数が、1 判定基礎期間内で

50日を超えていたらクリア



※対象になる休日※

- 1 労使間の協定（休業協定）を結ぶこと。
- 2 事業主様が指定した対象期間内（1年間）に行われること。
- 3 法律のとおり、休業手当を支払うこと。
- 4 所定労働日の所定労働時間内に実施されること。

5 所定労働日の全1日にわたるもの、または所定労働時間内に当該事業所における**部署・部門ごとや、職種・仕事の種類によるまとまり、勤務体制によるまとまりなど一定のまとまり（※1）**で行われる1時間以上の短時間休業または一斉に行われる1時間以上の短時間休業であること。

（※1）『一定のまとまり』は、合理的なまとまりと認識できれば認められます。



受給できる額【雇用保険加入者対象】

4月9日～100%
になります。

助成金単価日額

休業を実施した場合の休業手当
又は
教育訓練を実施した場合の
休業手当相当額

助成金率

対象規模	助成額	解雇又は一定数以上の退職があった場合
中小企業	90%	80%
大企業	75%	67%

休業等
延日数

休業手当相当額とは

前年度1年間における
雇用保険料の
賃金総額1か月平均の
雇用保険加入者数年間
所定労働日数休業手当の
支払率

上限



8330円

※教育訓練を実施した場合には、さらに**1人1日当たり2,400円**が加算されます。



休業手当相当額とは？

前年度の労働保険料申告書から

① 雇用保険料の賃金総額 \div 1か月平均の雇用保険加入者数 \div 年間所定労働日数
 これで、会社の平均の日額が決まります。

① \times 休業手当の支払率 $=$ 休業手当相当額
※複数ある場合 一番低い率



雇用保険被保険者の
給与1億

雇用保険被保険者
20人

年間労働日数
250日

休業補償
60%

の場合

1億 \div 20人 \div 250日 = 2万円 \rightarrow 会社の平均の賃金

2万 \times 60% = 1万2,000円 \rightarrow 休業手当相当額

1万2,000円 \times 助成金率80% (解雇なしの場合90%) = 9,600円

\Rightarrow 日額上限で8,330円になります。

支給額は、8,330円 \times 休日日数です。



労働保険料算定基礎賃金等の報告

組織様式第5号

労働保険料算定基礎賃金等の報告

平成 29 年度確定 平成 30 年度既算

3. 事業の概要

4. 特掲事業
1 該当する 1
2 該当しない

5. 新年度賃金見込額
1 前年度と同額 1
2 前年度と変わる 2
3 委託解除年月日

6. 延滞の申請
1 一括納付 1
2 分納(3回)

7. 事業の概要

8. 事業場名

事業主名

事業場TEL:

事務所管理 府県 市町 支庁 基礎番号 枝番 料室

労働保険番号

雇用保険事業所番号

事業組合名 (TEL:)

項目	1. 労災保険及び一応拠出金対象労働者数及び賃金								2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1) 常勤労働者		(2) 役員で労働者扱いの者		(3) 臨時労働者		(4) 合計		(5) 被保険者		(6) 役員で労働者扱いの者		(7) 合計		(8) うち高年齢労働者分	
月別	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
賃金等																
賃金等																
賃金等																
合計																

令和1年の労働保険料算定基礎賃等報告にある「(11) 1カ月平均の被保険者数」がありますのでご確認ください。

※8

9. 特別加入者の氏名

10. 承認された基礎日額

11. 適用月数

12. 認定する基礎日額

9. 特別加入者の氏名

10. 承認された基礎日額

11. 適用月数

12. 認定する基礎日額

13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)

氏名 生年月日 昭和 年 月 日 氏名 生年月日 昭和 年 月 日 氏名 生年月日 昭和 年 月 日

氏名 生年月日 昭和 年 月 日 氏名 生年月日 昭和 年 月 日 氏名 生年月日 昭和 年 月 日

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

事業主氏名

作成者氏名

事業主印



受給金額 例



中小企業 判定基礎期間中に解雇なし

2018.4-2019.3 雇用保険被保険者の賃金総額 5000万円 千円未満切捨て2018.4-2019.3 雇用保険加入平均人数 20人 小数点以下切捨て年間の所定労働日数 260日 小数点以下切捨て 休業手当の支払い率 60% 休業日数 240日

会社の平均賃金 $5000万 \div 20人 \div 260日 = 9,616円$ 小数点以下切上げ 休業手当相当額 $9,616円 \times 60\% = 5,770円$ 小数点以下切上げ

$5,770円 \times 90\%$ (助成率) $= 5,193円$ 小数点以下切上げ

$5,193円 \times 240日 = 1,246,320円$ (助成額)



中小企業 判定基礎期間中に解雇なし

2018.4-2019.3 雇用保険被保険者の賃金総額 3000万円 千円未満切捨て2018.4-2019.3 雇用保険加入平均人数 8人 小数点以下切捨て年間の所定労働日数 238日 小数点以下切捨て 休業手当の支払い率 60% 休業日数 120日

会社の平均賃金 $3000万円 \div 8人 \div 238日 = 15,757円$ 小数点以下切上げ 休業手当相当額 $15,757円 \times 60\% = 9,455円$ 小数点以下切上げ

$9,455円 \times 90\%$ (助成率) $= 8,510円$ 小数点以下切上げ

⇒ただし、日額上限額により8,330円

$8,330円 \times 120日 = 999,600円$ (助成額)



受給できる額

給与の高い人を休ませても、安い人を休ませても・・・

助成金の額は同じになります。

月給100万の社員も、時給1000円で5時間のパートさんも、
助成金の額は同じです。



時給1,000円×5時間×休業補償60%=3,000円の休業手当でも8,330円が
支給されるケースがあります。



教育訓練加算①

対象；雇用保険の被保険者

教育訓練をすれば、休業1日あたり2,400円（大企業1,800円）加算されます。



対象になる教育訓練

接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修などの職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身につける教育訓練が対象です。

- ★ 自宅等で行う学習形態可（ユーチューブやDVD等で受ける事業も可）
- ★ WEBセミナー受講可
- ★ 社内講師可（社内において教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有する自社職員）

ポイント！
繰り返しの訓練は不可
の場合があります。



教育訓練加算②



日数のカウントの仕方

- ★ 3時間以上所定労働時間未満の訓練 **0.5日**
- ★ 所定労働時間の訓練 **1日**



作成書類

- ★ カリキュラム
- ★ レポート

ポイント！

内容と総時間数を明記
社内講師の場合は、職務経歴等の添付が
必要です。
外部講師の場合は、不要です。
※各労働局によって多少取り扱いが異なる場合があります。



注意事項

所定労働時間内訓練であることが必要です。

所定労働時間を超えた分は、**残業代を支払って**いただく必要があります。

訓練時間は**100%賃金をお支払いいただく必要**があります。

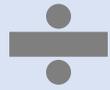
4月9日～100%
になります。

受給できる額 【雇用保険非加入者対象】

助成金単価	×	助成金率		
		対象規模	助成額	解雇又は一定数以上の退職があった場合
平均休業手当日額	×	中小企業	90%	80%
		大企業	75%	67%

平均休業手当日額とは

1 判定基礎期間内の
対象労働者に対して支払われた
休業手当の総額



1 判定基礎期間内の
対象労働者の
休業総時間数



最も適用される人数の多い
所定労働時間

助成金単価 < 上限日額
8330円



休業手当の総額 × 助成金率

助成金単価 > 上限日額
8330円



8330円 × 休業
延日数

助成金支給率 拡充 【中小企業対象】

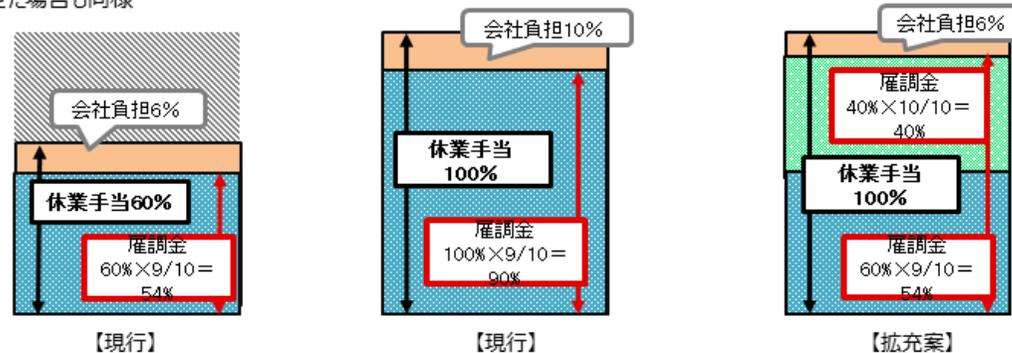
雇用調整助成金の更なる拡充について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、長期にわたる休業が求められ、労働者の生活の安定確保への配慮が必要。
- このため、支払能力に乏しい企業においても、高率の休業手当が支払われ、労働者の生活が安定的になるよう、緊急対応期間中の特例として、以下の拡充を図る。

拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、休業手当60%を超えて支給する部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

- 中小企業であること
- 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - ② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限り）

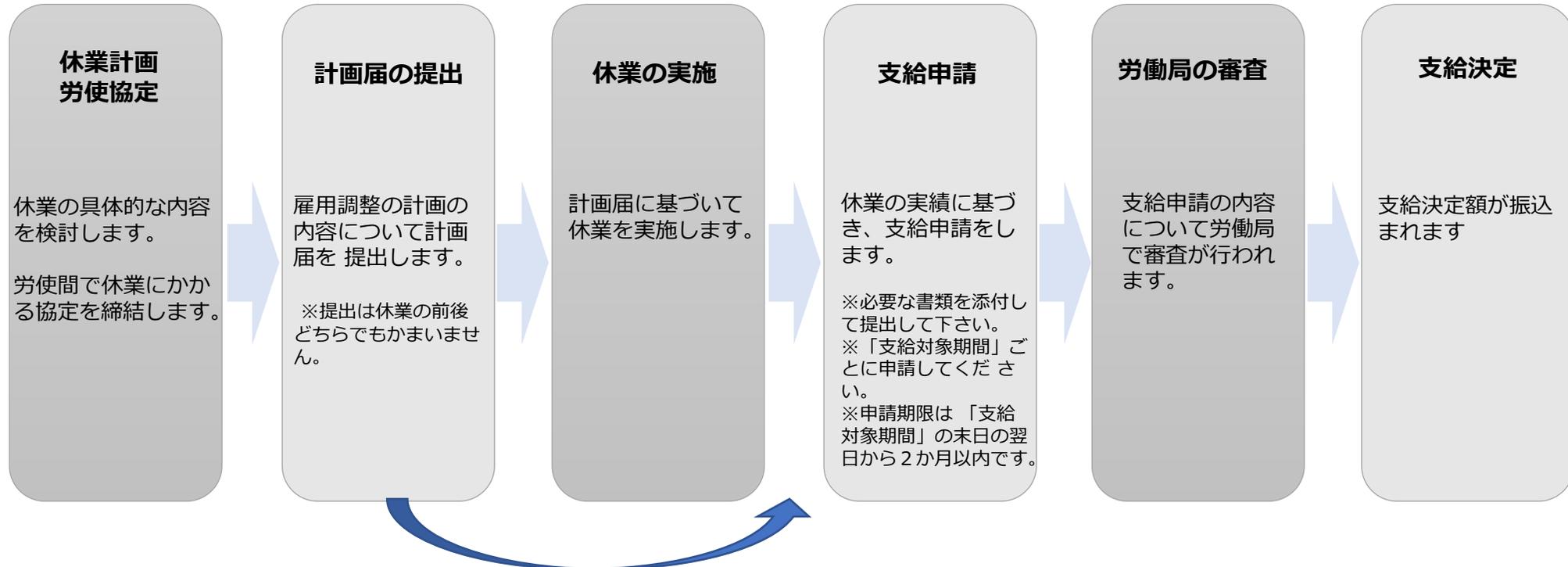
※ 教育訓練を行わせた場合も同様

適用日 4月8日以降の休業等から遡って、緊急対応期間中に限り適用

※ 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限



受給の手続きの流れ



特例として、計画届の提出は休業の実施後（事後提出）でも可能です

**※2回目の計画届提出時
（休業月の前月末日までに提出必要）**



小学校休業等対応助成金

対象期間	令和2年2月27日から6月30日の間
対象の子供	①コロナの影響で臨時休業した小学校などに通う子供 ②コロナに感染した子供など小学校などを休み必要がある子供
助成内容	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 支給上限8,330円
申請期間	令和2年9月30日まで

有給休暇取得確認書 が必要

対象の子供が①の場合；
学校の通知の写
が必ず必要になります。

半日単位・時間単位の 有給も対象になります。

但し、勤務時間の短縮ではなく短縮した時間については対象になりません。

賃金台帳で**特別休暇**として支給してください。

①の場合、原則春休み・土日祝などは対象になりません。



はじめに

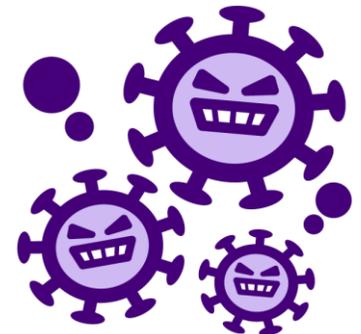
コロナにより大きな影響を受けている企業のため、政府は休業手当を支給する企業に助成金を準備しています。

しかし、申請が難しいという相談をよくお聞きします。

- 📌 パンフレットを読んでもよくわからない。
- 📌 電話が繋がらない。
- 📌 何を聞いていいかわからない。
- 📌 聞きに行っても何時間もまたされる。



そこで、Real&Cloudは、
次の支援をおこないます。





123

1. ご自身で申請できるように無料で支援します。

ユーチューブで最新情報をアップします！！

週2回webセミナーで疑問点を解消します！！



4月1日～6月30日までの緊急対応期間申請分は

2. 成功報酬 10%で申請を代行します！！

受託条件

成功報酬200万超える分は、『%』を遡減致します。

- ①効率的に資料を収集させていただけること。
又は効率化（ソフト導入等）をすすめていただけること。
- ②不正受給をおこなわないこと。





Real&Cloud
Since.2002

Real&Cloudグループ

企業における人事・労務・総務の
総合支援サービス

人財クリエーション株式会社

人材紹介・人材派遣
求人コンサルティング

アクセス・アイ株式会社

HRテック・RPA ソフト販売
業務効率化支援
障害者雇用支援・農園運営
胡蝶蘭販売
BPO

弁護士法人 英明法律事務所

企業法務・一般民事

ワンストップ士業サービス

税理士法人Real & Cloud

税務顧問・決算・記帳代行

行政書士法人 Real & Cloud

許認可手続き・各変更届

社会保険労務士法人Real & Cloud

労務コンサルティング・助成金
労務手続代行



法人概要

- ①社会保険労務士法人Real&Cloudは、
- ・ 弁護士法人英明法律事務所
 - ・ 税理士法人Real&Cloud
 - ・ 行政書士法人Real&Cloud
 - ・ アクセス・アイ株式会社（人材教育・コンサルティング）
 - ・ 人財クリエーション株式会社
 - ・ 一般社団法人ビジネス・メンター協会
- から構成されるReal&Cloudグループの一員です。
- ②あべのハルカス32Fと
南海岸和田駅すぐに事務所がございます。

